

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

城陽市長 奥田 敏晴

市町村名 (市町村コード)	城陽市 (26207)
地域名 (地域内農業集落名)	青谷地区 (奈島・十六・市辺・中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(青谷地域の現状について)

青谷地区は、中、市辺を中心に梅の生産が盛んな地区であり、京都府内で一番の梅の産地となっている。本市特有の品種である「城州白」は厚い果肉や芳醇な香り等によりその品質が高く評価されており、収穫された梅は、JA京都やましろを通じて市内酒造メーカーや漬物メーカーに卸され、城州白を使用した梅酒や梅干し等が製造・販売されている。

また、奈島・十六を中心にてん茶栽培が盛んな地区となっている。青谷地区ではその他にもカラーや花ハスといった花き類や、トマト、ナスといった野菜類も多く栽培されている。さらに、青谷地区には水田も多く広がり、水稻が栽培されている。

耕作放棄地は城陽市全体のうち約42.7%と極めて多くなっている。

担い手の状況として、青谷地区では認定新規就農者が1名誕生し、他の産業から農業分野に参画する事業者もみられる。

(青谷地域の課題について)

現在の当該地区の経営意向として、規模縮小や離農を希望する者が47.7%であり、さらに75歳以上の農業者の増加に伴い、規模縮小や離農を希望する者が増加する可能性がある。

この地域の農業者の51.3%は、農地保全に活躍されており、現状維持の意向もあることから、引き続き、農地を保全していくことが課題となっている。

次に、シカやアライグマなどの有害獣による被害が近年拡大している。また、昨今では梅林の老朽化等により梅の生産量が減少傾向にあり、生産量の維持・拡大が課題となっている。

さらに、昨今では稲作農家の高齢化及び米価低迷などによって、次世代に稲作を継続しないことが想定されるため、本地区に1.11ha存在する耕作放棄地をこれ以上増やさないことが課題となっている。また、進入路が無いなど、農業がやりにくいということが課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

安定した農業経営を目指し、青谷地区で多く栽培されている梅については、接木技術向上に向けた取組や、有害獣から梅を守る取組等を通じてさらなる産地づくりを目指す。

茶については、地区内に共同茶工場もあることから、安定生産による産地づくりを図る。また、トマトやナスについても、水稻等からの転換により産地づくりを図る。

他にも、今後、想定される担い手不足などの問題を解消するために、新たな取組であるスマート農業等の導入により、高品質及び省力化を推進する。規模縮小する意向のある農業者の農地については、規模拡大を希望する農業者や地域に進出意向のある農業者等、多様な担い手への集積に向けた地域の話し合いやマッチングを進める。

有害鳥獣対策として、行政の支援を活用しながら、侵入防止柵の設置などの取組を地域で検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	88.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	確認中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	－ ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

山林原野化している部分以外の農業振興地域内の農用地区域を設定する。その他、必要に応じて農業上の利用が行われる農用地等の区域の見直しを行う。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地所有者(耕作者)での管理を原則とするが、規模縮小の意向が出た場合は、対象地域内の規模拡大の意向がある認定農業者を初めとする多様な担い手に利用調整を行い農地の集積・集約化を行う。その際は、必要に応じて進入路の確保を図るなど、耕作しやすい環境を講じる。 また、認定農業者が農地を引き受けできない場合は、対象地域外の認定農業者に利用調整を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画達成のための協議の場を通じて、農地中間管理機構の活用を促し、規模拡大を希望する農業者や地域に進出意向のある農業者を初めとする多様な担い手への農地集積を進め、農地利用の効率化を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
規模拡大を希望する農業者への農地集約に向けた用排水設備(農道、水路、ポンプ)の整備について、農家組合、土地改良区が行政の支援を活用しながら維持管理を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業の担い手の支援及び、後継者・新規就農者の育成について、京都府山城北農業改良普及センター、(一社)京都府農業会議現地推進役、城陽市、JAと連携して行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託の取組に向けて、JA等との協議を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・梅の生産量の維持・拡大に向けた有害鳥獣対策の推進
- ・梅生産者の担い手の育成による生産量の維持・拡大を通じた生産額の拡大
- ・当該地区の新規就農者の支援、認定農業者や農業法人への農地集積
- ・イチジクや茶、花き類等高収益作物への転換による特産物生産拡大
- ・認定農業者への農地集約に向けた農道、用排水路の整備